

労働保険特別会計（雇用勘定）における一般的な
委託事業の精算業務の流れ（案）

- 国の会計年度（4月1日から3月31日）において事業実施

↓

- 国の会計年度終了後、実施結果及び委託費の精算報告

↓

- 委託費の確定

↓

- 委託費の支払・概算払時における委託費の返還

↓

- 委託事業精算報告書は国で保管
（文書保存期限は5年）